

サービス付き高齢者向け住宅いきいきメディカルマイホーム  
管理規定

1. 目的

この規定は、大誠会が設置するサービス付き高齢者向け住宅いきいきメディカルマイホーム（以下「本住宅」という。）の管理、運営並びに利用に関する事項を定めたもので、入居者および来訪者（以下「入居者等」という。）が快適で心身とも充実、安定した生活を営むことに資することとともに、本住宅の良好な生活環境を確保することを目的とします。

2. 遵守義務

本住宅は、入居契約書およびこの規定に従って管理運営を行い、良好な環境の保持に努めるとともに入居者に対する各種サービスを提供します。

入居者は、この規定を遵守し、良好な環境の保持に努めるものとします。

3. 入居対象者

入居対象者は、要介護認定を受けられた要介護 1～5 の方です。

4. 入所定員および居室数

本住宅の入所定員および居室数は、次のとおりです。

- (1) 入所定員 50 人
- (2) 居室数 50 人 (18.02 m<sup>2</sup>～19.83 m<sup>2</sup>)

5. 職員の職種、配置及び職務内容

本住宅の職員の職種、職務内容は次のとおりです。

職種	職務形態	職務内容
管理者	常勤	事業所の従業員の管理および業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	常勤	状況把握サービスおよび生活相談サービスを提供する。
看護職員	常勤 非常勤	心身の状況に応じ、入居者の健康管理を行う。
介護職員	常勤 非常勤 兼務	心身の状況に応じ、入居者の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。
その他の職員		館内共有部分の清掃および食事の配膳、食器洗浄に関わる業務。

## 6. 管理運営業務

本住宅は、次の管理運営業務を行います。

- (1) 敷地および施設の維持、補修、管理、清掃、消毒および廃棄処理等に関する業務
- (2) 建物整備についての定期点検、補修ならびに取り換え等に関する業務
- (3) 入居者に対する各種サービスの提供業務
- (4) 帳簿の作成および記録の保存業務
- (5) サービスの提供等に係る損害賠償に関する業務
- (6) 防災・防犯に関する業務
- (7) 広報・連絡および渉外に関する業務
- (8) 職員の管理と研修
- (9) 入居者の業務の報告
- (10) 地域との協力

## 7. 居室および共用設備等の利用に当たっての留意事項

居室および共用設備等の利用に当たっての主な留意事項は、次のとおりです。

- (1) 他の入居者等の迷惑行為となる行為は禁止です。
- (2) 本住宅の建物や設備に損害を与える危険性のある行為は禁止です。
- (3) 原則として、建物内は禁煙です。
- (4) 居室および共用施設等の使用には十分注意をし、清潔を保つこととします。

## 8. 居室の維持・補修

本住宅は、居室等を定期的に検査し、保全上必要と認めたときは、本住宅が設置したものについては、自ら補修します。入居者は、本住宅が行う維持、補修に協力するものとします。ただし、入居者等が故意または過失あるいは不当な使用により、居室等を損傷または汚損したときは、これらの補修に要する費用は入居者等の負担とします。

## 9. サービスの内容および費用負担の内訳

### (1) 家賃等

内訳	金額
賃料	月額 55,000～65,000 円
共益費	月額 13,200 円
水光熱費	共益費に含む

※1 か月に満たない期間の賃料および共益費は1 か月を 30 日として日割り計算した額とします。

(2) 状況把握・生活相談サービス

内容	金額
<p>【状況把握サービス】 必要に応じて随時入居者の安否確認を行います。また、ナースコールによる対応を行います。</p> <p>【生活相談サービス】 日常生活における入居者の心配や悩みなどについて職員がいつでも相談に応じます。</p>	月額 10,200 円

※1 か月に満たない期間の状況把握・生活相談サービスは1 か月を30 日として日割り計算した額とします。

(3) その他の選択制の生活支援サービス

サービス名	内容	金額
食事提供サービス	1 日 3 食の食事を食堂において提供します。(朝食 7 時 30 分～、昼食 11 時 30 分～、夕食 17 時 30 分～)	日額 1,620 円 (朝昼夕 1 食 540 円)
健康管理サービス	入居者の健康相談、バイタル測定、軟膏塗布、湿布貼付等の手伝いを行います。	月額 2,200 円
居室清掃サービス	室内の清掃を週 1 回行います。	1 回 510 円
洗濯サービス	衣類等の洗濯を週 1 回行います。	1 回 510 円
通院介助サービス	原則、併設医療機関への通院介助を行います。	1 回 510 円 (30 分) ※敷地内に限る
排泄介助サービス	おむつ交換等排泄の介助を行います。	日額 510 円

排泄介助サービス(夜間のみ)	おむつ交換等排泄介助を行います。 (夜間に限る)	日額 260 円
食事介助サービス	食事の介助を行います。	1 回 110 円 ※月額 5,500 円
食事配膳、下膳サービス(居室)	居室まで食事の配膳、下膳を行います。	月額 510 円
入浴介助サービス(一般浴)	一般浴槽にて入浴の介助を行います。	1 回 1,100 円
入浴介助サービス(特殊浴)	特殊の浴槽機械にて入浴の介助を行います。	1 回 2,200 円
買い物代行サービス	日用品等の買い物の代行を行います。	1 回 510 円(30 分) ※2km 以内に限る
金銭管理サービス	預り金として金銭をお預かりします。	月額 1,100 円 (やむを得ない場合に限る)
行事費	クリスマス、夏祭り等の行事を行った際に徴収します。	1 回 510 円 または 1 回 1,100 円
服薬管理サービス	毎食の服薬の管理を行います。	月額 2,200 円

※1 か月に満たない期間の生活支援サービスは、月額設定されているものにより 1 か月を 30 日として日割り計算した額とします。

#### (4) 介護サービス

本住宅は、介護保険法に基づく介護サービス（以下「介護サービス」という。）の提供は行いません。介護サービスの提供が必要な場合は、入居者が個々に訪問介護事業所等と契約し、介護サービスの提供を受けることとなります。

#### (5) 費用の改定

消費者物価および人件費等を勘案の上、運営懇談会等の意見を聴いて改定します。

## (6) 支払い方法

前項の家賃等およびサービス費用の支払いについては、入居者宛てに費用項目の明細を添付の上、毎月 15 日までに請求します。入居者は、毎月月末までに前月分をお支払いいただきます。

### 1 0. 医療を要する場合の対応

入居者に急な発病、発作等の緊急事態が起きた時は、速やかに主治医または協力医療機関に連絡する等の適切な措置を行います。また、入居者等の希望する連絡先に緊急連絡する等の対応を行います。

#### 1 1. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き

本住宅は、入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束の他入居者の行動の制限は行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その対応および時間、その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、2 年間保存します。

#### 1 2. 非常災害対策

本住宅は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく業務を実施します。

- (1) 消火、通報および避難訓練の実施（年 2 回）
- (2) 消防設備、施設等の点検および整備
- (3) 職員の火気の使用または取り扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

#### 1 3. 金銭管理

本住宅は、原則金銭管理は行いません。ただし、やむを得ない場合においては相談に応じます。事務所にて施錠管理し、管理者管轄において厳重管理とします。

#### 1 4. 秘密保持

本住宅は、業務上知り得た入居者等の秘密を保持します。また、本住宅の職員であった者に業務上知り得た入居者等の秘密を保持させるため、本住宅の職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

#### 1 5. 運営懇談会

入居者の意見、要望を管理・運営に反映させ、業務を円滑に行うため、本住宅の職

員および入居者またはその身元引受人からなる「運営懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置します。懇談会は原則として年1回開催するものとし、懇談会の開催通知は書面連絡または館内に掲示する等により行います。

#### 16. 苦情処理

(1) 入居者等は、本住宅に関していつでも苦情を申し立てることができます。

①大誠会 受付窓口 電話0278-24-5329

いきいきメディカルマイホーム 電話0278-25-3773

②行政機関 利根沼田保健福祉事務所 電話0278-23-2185

沼田市健康福祉部高齢福祉課 電話0278-23-2111

(2) 入居者等からの苦情については、苦情処理細則により迅速かつ切実に対応します。

#### 17. 事故発生時の対応

(1) 本住宅は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

(2) 本住宅は、サービスの提供に伴って、本住宅の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

(3) 本住宅は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入します。

#### 18. 個人情報の保護

(1) 本住宅は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

(2) 本住宅が得た入居者の個人情報のついては、本住宅でのサービス提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入居者または身元引受人の了解を得るものとします。

#### 19. 管理規定の改定

この規定の改定については、懇談会等の意見を聴くものとします。

この規定は平成28年9月1日から施行します。

平成29年5月1日改定

平成30年2月1日改定

令和4年8月1日改定